

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 埼玉県教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.8 %
全職員	94.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.2 %
本庁課長相当職	97.5 %
本庁課長補佐相当職	93.7 %
本庁係長相当職	94.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.2 %
31～35年	93.3 %
26～30年	91.8 %
21～25年	90.7 %
16～20年	92.1 %
11～15年	93.1 %
6～10年	93.9 %
1～5年	95.2 %

【説明欄】

・扶養手当及び管理職手当、住居手当の受給者に占める男性の支給割合が高い傾向にあり、手当の受給者に占める男性の支給割合は、扶養手当：78.3%、管理職手当：79.1%、住居手当：56.9%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。